

請 書

令和 年 月 日

北九州市住宅供給公社 理事長 様

収
入
印
紙

住 所

商号又は名称

代表者 印

北九州市契約規則、その他関係諸規程、別添契約約款及び仕様書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

1 件 名 (業務名)								
2 履行場所 (納入場所)								
3 内 容	別添仕様書のとおり							
4 履行期間 (納入期限)	年 月 日から 年 月 日まで							
5 契約金額	〔 金額の頭に ¥を入れる 〕							円
6 うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額								円
7 契約保証金	北九州市契約規則第25条第7項第6号により免除							

契約金額＝見積金額×110／100

供 覧	契約担当課 担当者	係 長	課 長

(物品等供給契約(委託を除く)の請書用)

北九州市住宅供給公社物品等供給契約(委託を除く)契約約款

(総則)

第1条 受注者は、頭書の定めるところにより、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別添の仕様書・発注書・その他発注内容を記した書類(以下「仕様書等」という。)及び発注者の指示監督に基づいて本業務を実施するものとする。

(料金の支払い)

第2条 発注者は、受注者から料金の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

(報告義務等)

第3条 仕様書等に本業務の報告義務等が定められている場合は、受注者は、発注者に本業務の実施結果等を報告しなければならない。

(調査等)

第4条 発注者は、受注者の本業務の実施状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第5条 発注者は、受注者の実施した本業務が仕様書等に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施による履行の追完をしなければならない。

(契約の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第7条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、料金その他の契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務の実施(処理)上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則及び関係諸規程によるものとし、同規則等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。

仕様書と
ともに綴
じて割印

